

総務委員会資料

2 陳情の審査

(1) 陳情第55号 議長へのお手紙の創設に関する陳情

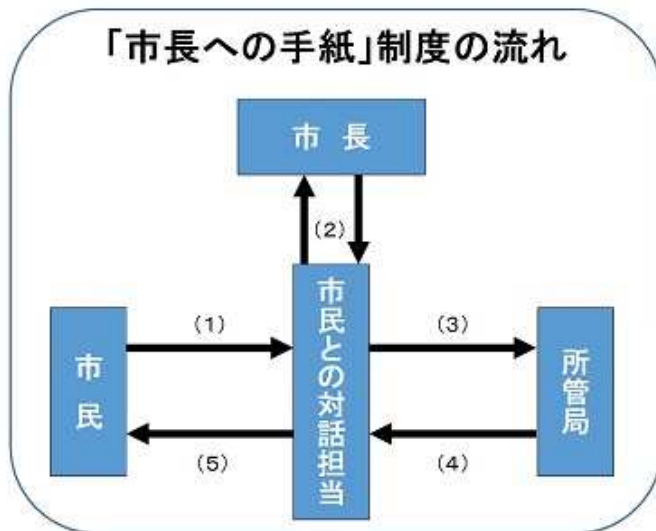
議会局

令和6年8月29日

「陳情第55号 議長へのお手紙の創設に関する陳情」 について

1 「市長への手紙」について

「市長への手紙」は、市民の声を的確に把握して、行政運営に役立てていくために、昭和47(1972)年に開始された広聴制度であり、次のような流れで運用されている。



- (1)提出された「市長への手紙」は、総務企画局都市政策部企画調整課市民との対話担当で受付を行う。
- (2)市長は週に1回程度「市長への手紙」を直接拝見し、対応方針を指示する。
- (3)市民との対話担当は所管局に市長の指示を伝え、対応を依頼する。
- (4)所管局は回答案や対応結果を市民との対話担当に報告する。
- (5)市民との対話担当から市民の方へ回答する。

「市長への手紙」制度の中で議会局に係る内容の手紙をいただいた場合は、「いただいた御意見については、市長の所管する事務から独立した機関である議会の所管となるので、議会局に確認した内容について回答する」という旨を冒頭に記した上で、議会局の回答を記し、市長部局と同様に市長名の後に担当課の連絡先を付記している。

〔回答例 メールの場合〕
メール拝見いたしました。

いただいた御意見については、市長の所管する事務から独立した機関である議会の所管となりますので、議会局に確認した内容について回答いたします。

いただいた御意見について、*****

*****。

このたびは貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

川崎市長 福田 紀彦

受付番号 **ー*****

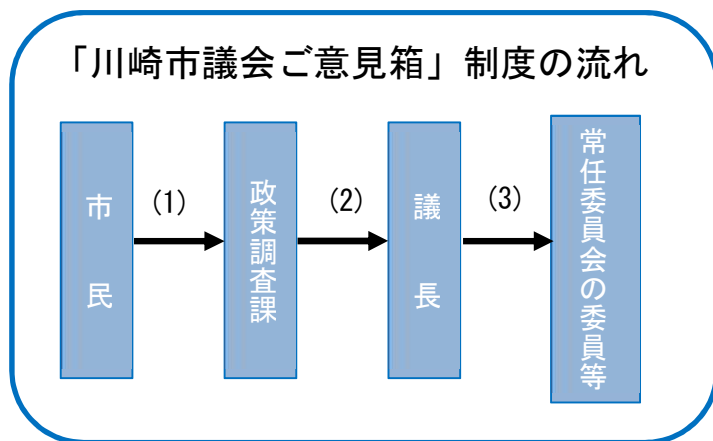
担当 議会局***部***課

電話 *****

メールアドレス *****

2 「川崎市議会ご意見箱」について

「川崎市議会ご意見箱」は、川崎市議会ホームページ上に市民の声を市議会が聴く窓口を設け、開かれた議会に資することを目的に、平成 28（2016）年度に開始した制度であり、次のような流れで運用している。（なお、寄せられた意見については回答していない。）



(1) 提出された意見については、議会局議事調査部政策調査課で受付を行う。

(2) 提出された意見を議長及び副議長に供覧する。

(3) 意見の内容を所管する常任委員会の委員等に配布する。

（参考）「川崎市議会ご意見箱」の入力フォーム

市議会ご意見箱

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

市議会へのご意見・ご提案

川崎市議会では、開かれた議会の実現を目指し、市民の皆さまからの幅広いご意見、ご提案をお聴きしたいと考えております。

個別の回答はいたしません。皆さまからいただいたご意見、ご提案は、正副議長が拝見し、内容によりましては、川崎市議会の常任委員会の正副委員長や委員または川崎市議会の各会派に送付させていただきます。

また、議会運営の参考とさせていただきますご意見等につきましては、個人情報に配慮した上で、趣旨を市議会ホームページ等で広くご紹介させていただく場合があります。

商品のPRや営業、個人に対するひぼう、中傷などについては堅くお断りいたします。

1.ご意見・ご提案 必須

8 / 1200

2.性別

☐ 男性

☐ 女性

☐ その他

3.年代

☐ 10歳未満

☐ 10歳代

☐ 20歳代

☐ 30歳代

☐ 40歳代

☐ 50歳代

☐ 60歳代

☐ 70歳代

☐ 80歳以上

4.市内または市外居住の別

☐ 市内

☐ 市外

[→ 確認画面へ進む](#) [入力内容を一時保存する](#)